

# 低炭素設備リース信用保険 使用者の残高上限引上げ特約のご案内

現在の低炭素設備リース信用保険では、個々の使用者に対する残高が5千万円以下のリース契約しか保険対象とできないため、この限度額を引き上げられないかとのご要望を多数のリース会社様から頂戴していました。

今般、ご要望に応えるため、2020年4月の包括保険契約更改時から「**使用者の残高上限引上げ特約**」(任意付帯)を新設し、**限度額を1.5億円まで引き上げられる**ようにいたしましたので、ご案内いたします。

是非とも、本特約の付帯をご検討下さい。

※本特約の詳しい内容については、下記照会先までお問合せ下さい。

## 『使用者の残高上限引上げ特約』の特徴

◆個々の使用者の残高上限を5千万円から**1.5億円**に引上げられます。

◆包括保険契約に**任意で付帯**する特約です！

◆保険期間中の**中途付帯**も可能です！

◆特約を付帯することによる**割増保険料はありません**！

◆毎月の通知データの作成・アップロードは、残高1億円までを通知対象にしていただきます。

◆新たなリース契約の対価と通知済みリース契約の残高の合計が1億円を超える場合、GIOに事前申請をしていただき承認を得ることにより、通知対象とすることができます。

◆新たな契約の対価が1件で1億円を超える場合も、事前申請の対象です。

※当該使用者にかかる通知済み契約残高と新たな契約の対価を合算して1.5億円が上限です。

### 【照会先】

一般社団法人 低炭素投資促進機構 保険業務推進部

〒104-0033 東京都中央区新川1-16-14 アクロス新川ビル・アネックス2階

TEL: 03-6264-8015 E-Mail: [info@teitanso.or.jp](mailto:info@teitanso.or.jp) URL: <https://www.teitanso.or.jp/lease/>